

## 宮子町内の一部地域における濁り水による減免について

### 1. 濁り水の状況

- (1) 濁水発生日時 令和5年5月17日(水) 午後7時30分頃  
令和5年5月18日(木) 午後8時00分頃
- (2) 濁水発生地域 宮子町内の一部地域
- (3) 濁水原因 水道管工事の影響による
- (4) 対応 付近消火栓での捨水作業及び応急給水対応

### 2. 減免対応について

【対象地域】 宮子町地内の一部地域(別紙のとおり)

【減免水量】 放水相当量の2 m<sup>3</sup>を減免

【減免対象】 令和5年7月検針分の使用水量から減免

上下水道使用量のお知らせ(検針票)には、濁り水が減免されていない使用水量と請求金額が記載されていますが、請求時に2 m<sup>3</sup>減免して請求させていただきます。

【減免方法】 通常、減免には申請が必要ですが、今回の濁り水は対象地域が限定できることから、減免の手続きは上下水道局で行いますので、お客様による申請は不要です。

※ 対象地域外にお住まいの方でも濁り水の影響があった場合には、上下水道局総務課料金係(0270-30-1272)まで連絡をお願いします。

# 減免対象地域（宮子町地内）

別紙

